

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的と背景

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めなければならないこととされています。

これを受けて、天津市（以下『本市』と呼びます。）では、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成23年3月に策定し、目標年度を平成32年度に設定し、ごみの減量化・資源化に関する各種の施策や取り組みを推進してきました。この計画は、施策の成果や実績を踏まえて、中間目標年度（平成27年度）に見直すこととされています。

計画策定後、ごみ処理を取り巻く諸条件は大きく変化しました。

国は、ごみ量の増加や種類の多様化などの問題に対応するため、各種のリサイクル法制度を整備し、近年では「小型家電リサイクル法」が平成24年8月に成立するなど、制度の充実が図られています。平成25年5月には「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、循環型社会の形成を一層推進することとしました。

また、滋賀県は、「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を平成23年8月に策定し、循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、行政がそれぞれの適切な役割分担のもとでごみの減量や資源の循環利用をより積極的に進めていくこととしています。

そして、本市では、ごみ処理施設の老朽化による急激な処理能力の低下、焼却施設の3から2施設への変更と、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化し、ごみ減量や資源化の推進を大幅に前倒しする必要性が出てきました。

そこで、更なる減量のための新たな施策を加えた「天津市ごみ減量実施プラン」を平成25年9月に策定し、施策の実施により、大幅なごみ減量に成功しました。

今回の見直しに際しては、廃棄物処理をめぐる国・滋賀県・本市の動向、今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み、地域の開発計画、市民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討しました。

第2節 計画の位置づけ

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下『本計画』と呼びます。）は、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成25年6月）に準拠して見直しを行います。

本計画は、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本市における廃棄物処理の基本方針となるものです。本計画の策定に際しては「総合計画」や「環境基本計画」などの上位計画や関連計画などと整合を図るものとします。

また、「一般廃棄物処理実施計画」や「分別収集計画」などの本市の廃棄物処理に係る諸計画は、本計画を踏まえて策定することになります。

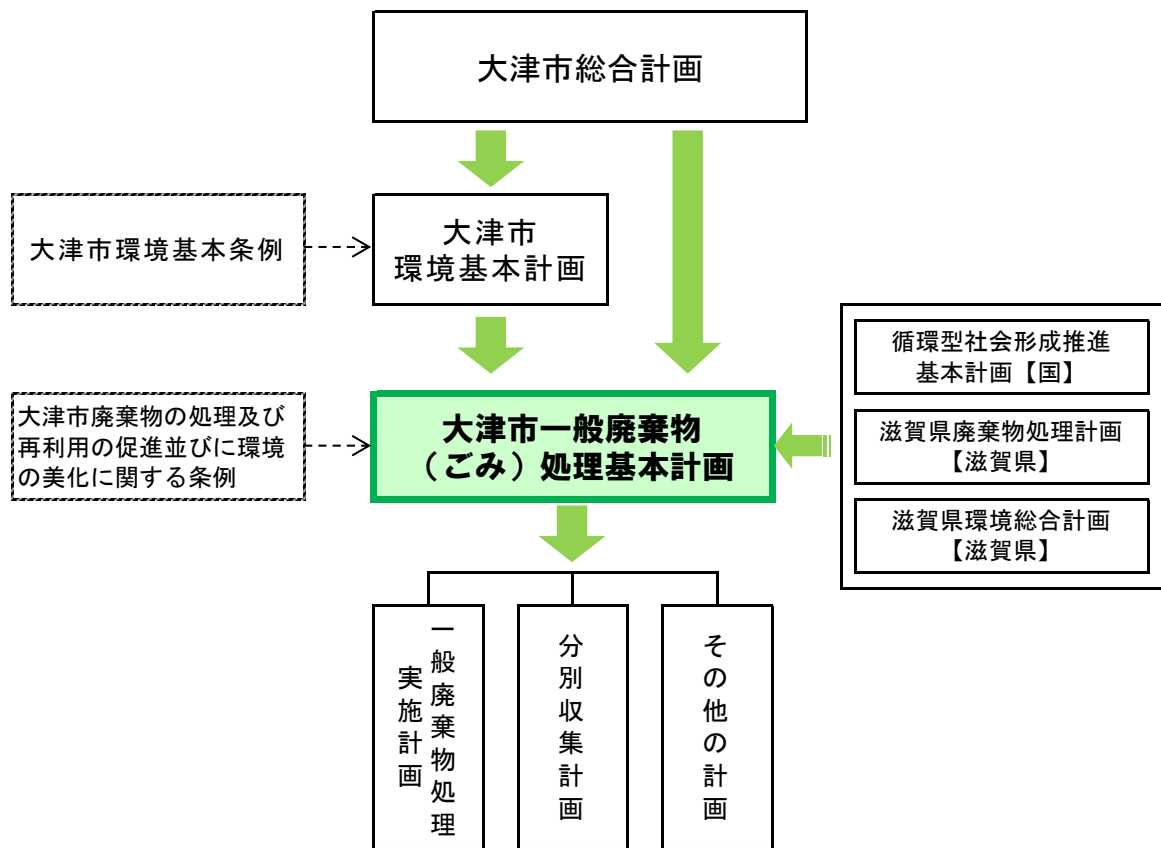


図1-2-1 計画の位置づけ

第3節 計画の対象

一般廃棄物処理基本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品等または副次的物品）のうち、市町村に処理責任がある「一般廃棄物」です。

一般廃棄物は、『ごみ』と『し尿』に大別され、本計画では『ごみ』を対象とします。

本計画では、ごみ処理の現状と課題を整理し、ごみ排出量や処理・処分量の将来予測を行い、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画及び適正処理に関する計画を策定します。

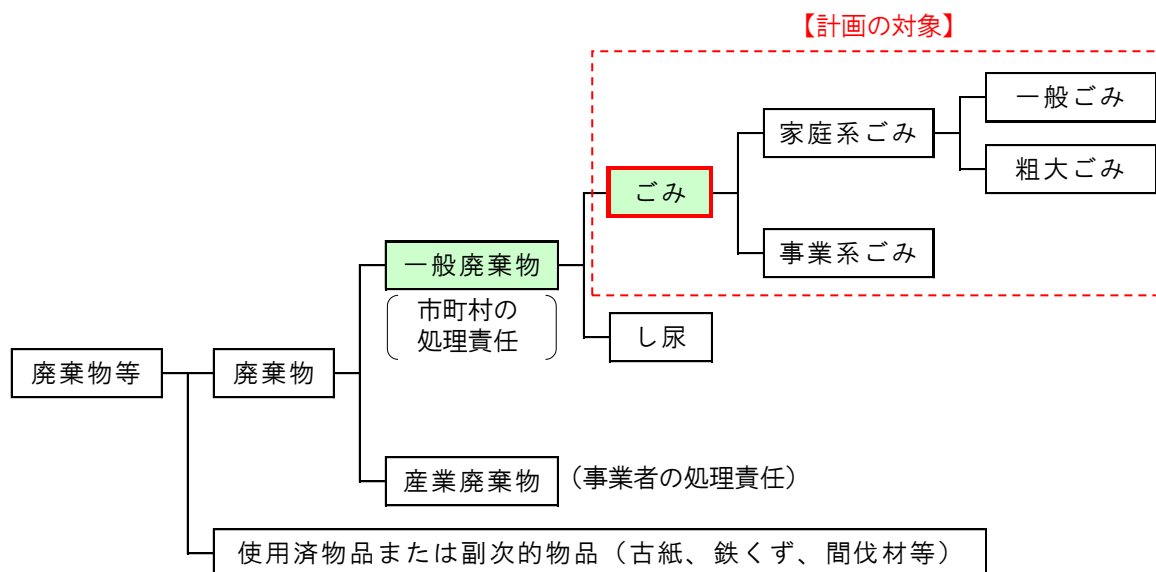


図 1-3-1 計画の対象

第4節 計画の期間

今回の「見直し」では、計画期間及び計画目標年次は変更なしとします。

❖ 計画期間	平成 23 年度 (2011 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までの 10 年間
❖ 計画目標年次	平成 32 年度 (2020 年度)

本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね 5 年ごと、または計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとします。

第5節 廃棄物・リサイクル関連の動向

1 法制度

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を以下に示します。



図 1-5-1 廃棄物やリサイクルに係る法制度の体系

(1) 廃棄物処理法に基づく基本方針

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号）について、平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成22年1月25日中央環境審議会）等を踏まえ、平成22年12月に所要の変更を行いました。

廃棄物の減量化の目標については、以下のとおり定めました。

表 1-5-1 廃棄物処理法に基づく基本方針（平成22年12月）での目標

指 標	目標年	目 標
排出量	平成 27年度	平成19年度比約5%削減
再生利用率		約25%に増加
最終処分量		平成19年度比約22%削減

(2) 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備を行ってきました。

循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第三次循環型社会形成推進基本計画」が平成 25 年 5 月に閣議決定されました。

第三次循環型社会形成推進基本計画では、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の「量」に着目した施策に加え、循環の「質」にも着目し、①リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R国際協力の推進を新たな政策の柱とすることにより、循環型社会の形成を一層推進することとしています。

また、循環型社会形成のための数値目標を拡充し、一般廃棄物の減量化に関する取組指標については、以下のとおり目標を設定しました。

表 1-5-2 第三次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

取 組 指 標	目 標 年	目 標
一般廃棄物の減量化 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量)	平成 32 年度	平成 12 年度比約 25%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)		平成 12 年度比約 25%削減
事業系ごみ排出量 (事業系ごみの「総量」)		平成 12 年度比約 35%削減

(1) 第三次滋賀県廃棄物処理計画

滋賀県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「滋賀県廃棄物処理計画」を平成13年度に策定し、廃棄物の減量や適正処理の推進に取り組んできました。その後、廃棄物処理の状況や関係施策の動向などを踏まえながら、5年毎にこの計画の見直しを行い、「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を平成23年8月に策定しました。

この計画では、今後の方向性として、「廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取り組みのステップアップにより持続可能な滋賀社会づくりを進める」こととしています。また、廃棄物の適正処理の推進を図るため、廃棄物処理の監視指導の徹底や適正処理の体制確保に向けた取り組みを進めていくこととしています。

この計画では、県が目指す循環型社会実現のための将来像を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を示しました。この中で、一般廃棄物の減量化に関する目標については、以下のとおり設定しました。

表 1-5-3 第三次滋賀県廃棄物処理計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

指 標	単 位	実績値				目標値
		H12	H16	H19	H20	H27
1人1日当たりの 排出量※1	g/人・日	1,038	1,007	977	938	910
1人1日当たりの 最終処分量	g/人・日	187	144	120	110	95

※1. 1人1日当たりの排出量＝総排出量※2÷人口÷年日数

※2. 総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量